

第1 法人の概況

1 主要な経営指標等の推移

以下は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「本機構」という。）の平成16年度から平成19年度における主要な経営指標を記載したものです。

| 事業年度 | | | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|------------------|----|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 経常収益 | ※1 | (百万円) | 67,430 | 75,410 | 101,148 | 122,630 |
| 経常費用 | ※2 | (百万円) | 66,023 | 70,737 | 100,583 | 117,381 |
| 経常利益又は経常損失（△） | | (百万円) | 1,407 | 4,673 | 565 | 5,249 |
| 当期利益金又は当期損失金（△） | | (百万円) | 1,407 | 4,673 | 565 | 5,249 |
| 資本金 | ※3 | (百万円) | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 純資産額 | ※4 | (百万円) | 63,846 | 66,799 | 65,622 | 69,401 |
| 総資産額 | | (百万円) | 3,859,929 | 4,337,487 | 4,809,267 | 5,289,414 |
| 自己資本比率 | ※5 | (%) | 1.65 | 1.54 | 1.36 | 1.31 |
| 自己資本利益率 | ※6 | (%) | 2.20 | 7.00 | 0.86 | 7.56 |
| 業務活動によるキャッシュ・フロー | | (百万円) | 18,479 | 23,706 | △12,751 | △6,273 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | (百万円) | △3,538 | △7 | 1,982 | △4,451 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | (百万円) | △147 | △158 | △176 | △192 |
| 資金期末残高 | | (百万円) | 52,030 | 75,572 | 64,626 | 53,710 |
| 職員数 | | (名) | 542 | 539 | 526 | 513 |

(注) 本機構には連結関係を有する子会社等はありませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

(経営指標等の説明)

- ※1. 経常収益＝運営費交付金収益＋施設費収益＋学資金利息＋延滞金収入＋留学生宿舍収入
＋日本語学校収入＋日本留学試験検定料収入＋その他事業収入＋補助金等収
益＋財源措置予定額収益＋寄附金収益＋資産見返負債戻入＋財務収益
- ※2. 経常費用＝業務費＋一般管理費＋財務費用
- ※3. 資本金＝政府出資金
- ※4. 純資産額＝資本金＋資本剰余金＋利益剰余金
- ※5. 自己資本比率＝純資産額／総資産額
- ※6. 自己資本利益率＝当期利益金／純資産額

3 事業の内容

(1) 設立根拠法及び目的

本機構は、独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年 6 月 18 日法律第 94 号。以下「機構法」という。）に基づき、日本育英会の奨学金貸与事業や、それまで財団法人日本国際教育協会、財団法人内外学生センター、財団法人国際学友会、財団法人関西国際学友会の各公益法人が実施してきた留学生関連交流事業及び国が実施してきた留学生に対する奨学金の給付事業や学生生活調査などの事業を整理・統合し、学生支援事業を総合的に実施する独立行政法人として、平成 16 年 4 月 1 日に設立されました。

グローバル化が進展し知的創造性が社会発展を支える重要な基盤となりつつある今日、時代の変化に柔軟に対応できる創造性豊かな人材の育成が強く求められており、このため、学生の課題探求能力を涵養し、国際理解を推進するとともに、意欲と能力のある学生に対する修学環境を整えることが今後ますます重要な課題となっています。

本機構は、このような理念を達成するために設立されましたが、その目的は、機構法第 3 条に基づき、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等（大学及び高等専門学校）の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。）の修学の援助を行い、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流（外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。）の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することとされています。

(2) 国との関係について

① 主務大臣

本機構の主務大臣は、機構法第 26 条により文部科学大臣とされています。

② 役員の任命・解任

独立行政法人通則法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 20 条により、文部科学大臣は、本機構の理事長及び監事を任命します。また通則法第 23 条により、文部科学大臣は、理事長及び監事を解任することができるかとされています。

なお、本機構のその他の役員は、理事長が任命、解任しますが、その時は遅滞なく文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならないとされています（通則法第 20 条及び第 23 条）。

③ 業務方法書

本機構は、通則法第 28 条により、業務方法書を作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならないとされています。なお、これを変更しようとするときも同様とされています。

④ 独立行政法人評価委員会

通則法第 12 条により、本機構の業務の実績に関する評価等を行うために、文部科学省に独立行政法人評価委員会が設置されています。

また、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の通知を受け、第三者的な立場から調査・審議を行い、必要があると認められる場合、意見を述べることのできる政策評価・独立行政法人評価委員会が総務省組織令（平成 12 年 6 月 7 日政令第 246 号）第 121 条に基づき総務省に設置されています。

⑤ 中期目標

通則法第 29 条により、文部科学大臣は、3 年以上 5 年以下の期間（本機構においては平成 16 年 4 月から平成 21 年 3 月までの 5 年間）において本機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを指示するとともに、公表しなければならないとされています。これを変更したときも同様とされています。また、文部科学大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ文部科学省独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならないとされています。

⑥ 中期計画

通則法第 30 条により、本機構は、中期目標に基づき、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成 16 年 3 月 31 日文部科学省令第 23 号。以下「文部科学省令」という。）で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、文部科学大臣の認可を受けるとともに、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならないとされています。これを変更しようとするときも同様です。また文部科学大臣は、当該認可をしようとするときは、あらかじめ文部科学省独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならないとされています。

⑦ 年度計画

通則法第 31 条により、本機構は、毎事業年度の開始前に、中期計画に基づき、文部科学省令で定めるところにより、当該事業年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」と

いう。)を定め、これを文部科学大臣に届け出るとともに、公表しなければならないとされています。これを変更したときも同様とされています。

⑧ 各事業年度に係る業務の実績に関する評価

本機構は、通則法第 32 条により、各事業年度における業務の実績について、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価を受けなければならないとされています。

また、文部科学省独立行政法人評価委員会は、当該評価を行ったときは、遅滞なく、本機構及び政策評価・独立行政法人評価委員会に対して、当該評価の結果を通知し、政策評価・独立行政法人評価委員会は、必要があると認めるときは、文部科学省独立行政法人評価委員会に対し、意見を述べることもできるとされています。

⑨ 中期目標に係る事業報告書及び業務の実績に関する評価

本機構は、通則法第 33 条により、中期目標の期間の終了後 3 月以内に、当該中期目標に係る事業報告書を文部科学大臣に提出するとともに、公表しなければならないとされています。また、通則法第 34 条により、本機構は、中期目標の期間における業務の実績について、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価を受けなければならないとされています。

文部科学省独立行政法人評価委員会は、当該評価を行ったときは、遅滞なく、本機構及び政策評価・独立行政法人評価委員会に対して、当該評価の結果を通知し、必要があると認めるときは、本機構に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができるとされています。

⑩ 中期目標の期間の終了時の検討

通則法第 35 条第 1 項及び第 2 項により、文部科学大臣は、中期目標の期間の終了時において、文部科学省独立行政法人評価委員会の意見を受けて、本機構の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとされています。また、通則法第 35 条第 3 項により、政策評価・独立行政法人評価委員会は、本機構の中期目標の期間終了時において、主要な事務及び事業の改廃に関し、文部科学大臣に勧告することができるとされています。

⑪ 財務諸表等

通則法第 38 条第 1 項により、本機構は毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後 3 月以内に文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされています。

⑫ 会計監査人の監査

通則法第 39 条により、本機構は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならないとされています。なお、通則法第 40 条により、会計監査人は、文部科学大臣が選任するとされています。

⑬ 長期借入金及び債券

機構法第 19 条第 1 項により、本機構は文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は日本学生支援債券を発行することができるとされています。また、機構法第 19 条第 2 項により、文部科学大臣は当該認可をしようとするときは、あらかじめ文部科学省独立行

政法人評価委員会の意見を聴かなければならないとされています。

⑭ 補助金

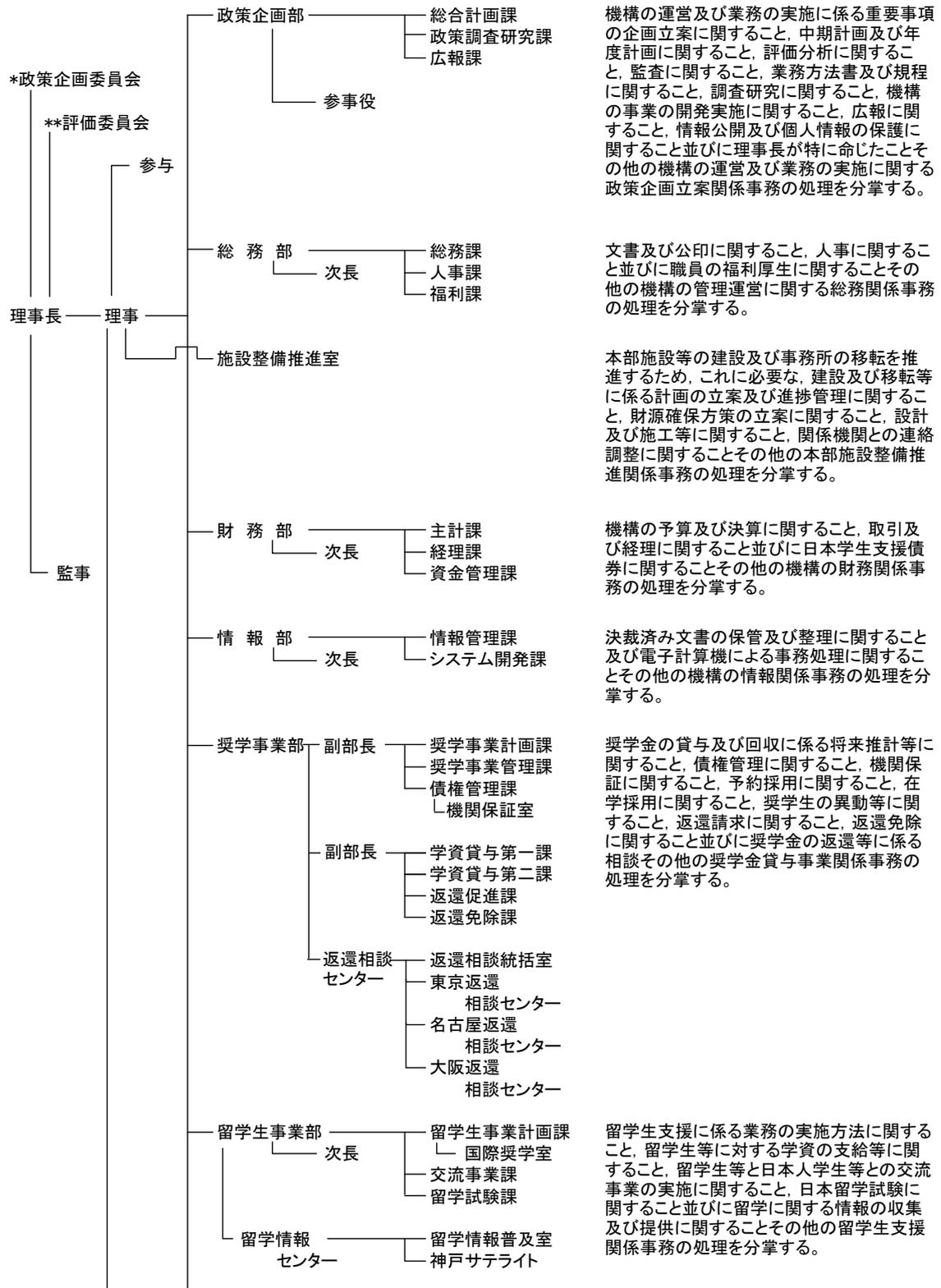
機構法第 23 条により、政府は、毎年度予算の範囲内において、本機構に対し、学資の貸与に係る業務に要する経費の一部を補助することができるとされています。

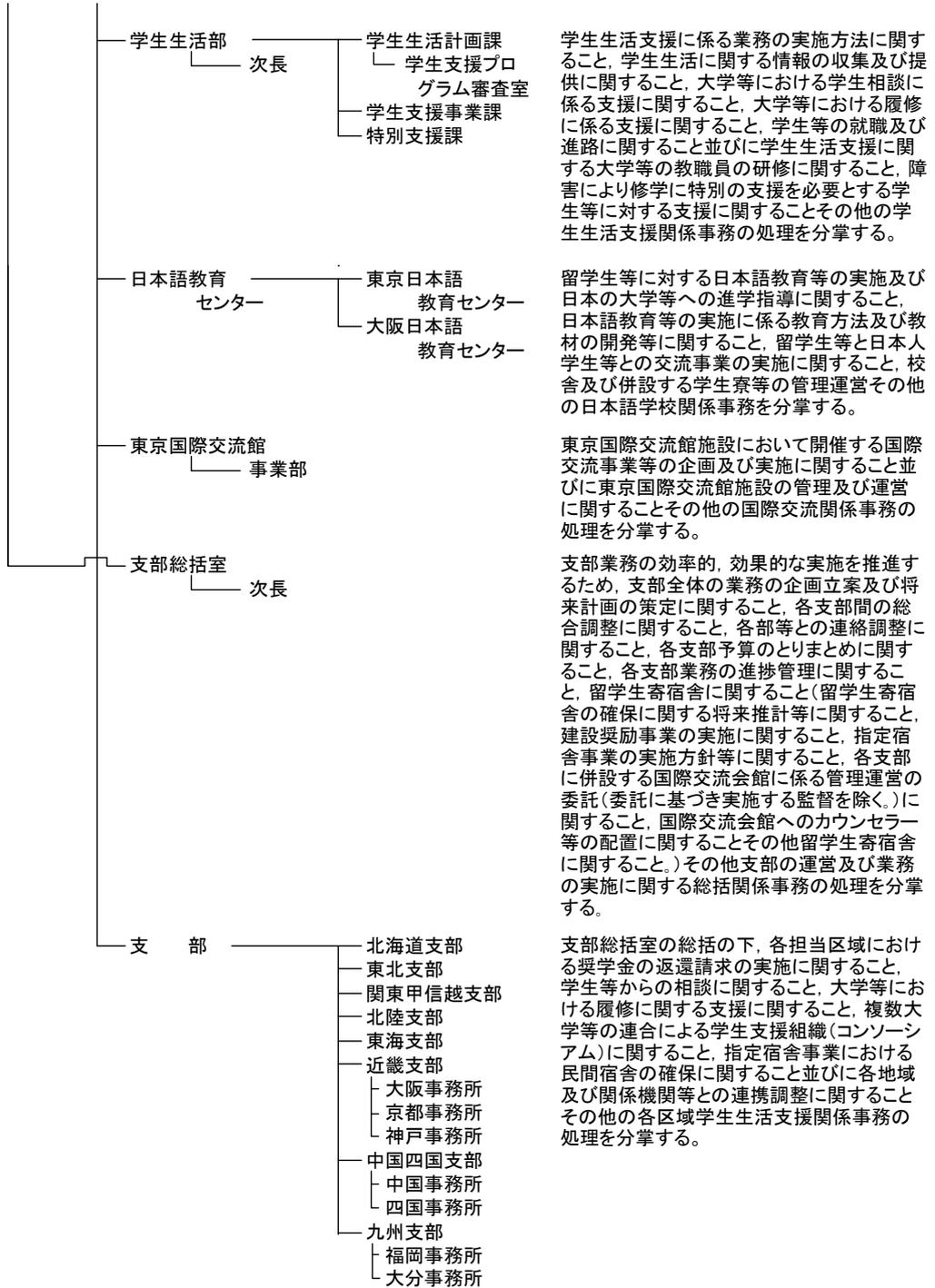
⑮ 会計検査院の検査

本機構に対しては会計検査院法（昭和 22 年 4 月 19 日法律第 73 号）第 20 条及び第 22 条第 5 号に基づいて会計の検査を目的とした会計検査院による検査が行われています。当該検査の観点は以下のとおりです。

- ・ 決算が予算執行の状況を正確に表示しているか。（正確性）
- ・ 会計処理が予算や法令などに従って適正に処理されているか。（合规性）
- ・ 事務・事業が経済的、効率的に実施されているか。（経済性、効率性）
- ・ 事業が所期の目的を達成しているか、また効果をあげているか。（有効性）

(3) 組織及び所掌





*政策企画委員会……………理事長の求めに応じて、中期計画に係る企画立案その他の機構の運営又は業務の実施に関する重要事項について、調査審議を行い、理事長に助言する。
 **評価委員会……………機構の管理運営及び業務の実績について必要な評価を行う。

(4) 事業の概要

【奨学金貸与事業】

① 奨学金の種類

奨学金には、無利息の第一種奨学金と利息付の第二種奨学金とがあります。第一種奨学金は、大学・大学院・高等専門学校・専修学校（高等課程・専門課程）・高等学校に在学する学生及び生徒を対象とし、第二種奨学金は、大学・大学院・高等専門学校（4・5年生）・専修学校（専門課程）に在学する学生及び生徒を対象とし、10ページに示す基準により採用されます。なお、第一種奨学金のうち、高等学校分及び専修学校高等課程分については、平成17年度入学者から各都道府県に事業移管され、本機構は高等学校等奨学金事業交付金を措置しています。また、平成16年度からは新たな施策として、法科大学院を対象とした奨学金（第一種・第二種）及び学位取得を目的とした海外留学生（大学・短期大学・大学院）を対象とした奨学金（第二種）がそれぞれ創設され、平成18年度からは、国内の大学等在学中に外国の大学等に短期留学をする学生も第二種奨学金の貸与対象となりました。

貸与する月額、学種別、設置者別、通学形態別に決められています。

第一種奨学金貸与月額（平成20年度4月入学の場合）

| 区 分 | | | 貸与月額（円） |
|---------------|------|-----|----------------|
| 大 学 | 国・公立 | 自 宅 | 45,000 |
| | | 自宅外 | 51,000 |
| | 私 立 | 自 宅 | 54,000 |
| | | 自宅外 | 64,000 |
| 短 大 専修（専門） | 国・公立 | 自 宅 | 45,000 |
| | | 自宅外 | 51,000 |
| | 私 立 | 自 宅 | 53,000 |
| | | 自宅外 | 60,000 |
| 大学通信一面接授業期間 | | | 88,000 |
| 大学院 | 修士課程 | | 88,000 |
| | 博士課程 | | 122,000 |
| 高 専 | 国・公立 | 自 宅 | 21,000（45,000） |
| | | 自宅外 | 22,500（51,000） |
| | 私 立 | 自 宅 | 32,000（53,000） |
| | | 自宅外 | 35,000（60,000） |

（注）高専の（ ）内月額は、平成20年度入学者が4年次に進級したときに適用します。

第二種奨学金貸与月額（平成20年度4月入学の場合）

| 区 分 | 貸与月額（自由選択） |
|-----------------------|-----------------------------|
| 大学・短大・高専<4・5年>・専修<専門> | 3万円・5万円・8万円・10万円・12万円から選択 |
| 私立大学 医・歯学課程 | 12万円を選択した場合に限り、4万円の増額可 |
| 私立大学 薬・獣医学課程 | 12万円を選択した場合に限り、2万円の増額可 |
| 大 学 院 | 5万円・8万円・10万円・13万円・15万円から選択 |
| 法科大学院 | 15万円を選択した場合に限り、4万円又は7万円の増額可 |

なお、入学時の学生生活費の負担が大きいことを勘案し、入学時に300,000円を増額貸

与する「入学時特別増額貸与奨学金制度」が、第二種奨学金として平成 15 年度に創設されました。平成 16 年度においては、さらに第一種奨学金貸与者にも同制度の適用が広げられ、平成 19 年度においては計画 5 万人への貸与に対し、4.7 万人の実績となりました。また平成 20 年度は 6 万人の貸与人員が計画されております。

② 奨学生の採用

本機構の奨学生の貸与人員数は、当該年度以前から奨学金を貸与されており当該年度以降も引続き貸与を受ける者（継続者）と当該年度から新たに奨学金を貸与される者（新規採用者）とによって構成されます。このうち、新規採用者については、前年度の貸与実績、学校への調査などにより算出される適格者数（本機構の奨学金を貸与されるに当たり、人物・健康・学力・家計などの基準（③ 奨学生の採用基準 参照）を満たす者）、あるいは国の政策等の諸条件を勘案し、必要とされる規模を見込んで積算されます。こうして算出された人員数及び金額は、概算要求及び予算編成を経て、本機構の当該年度計画における事業費予算として計上されることとなります。本機構は、この予算の範囲内で、当該年度の奨学生採用を行うこととなります。

本機構における採用方法には、定期採用と定期外採用があります。定期採用には、大学等進学前に奨学生採用候補者として採用が行われる予約採用と、入学後の春に採用が行われる在学採用があります。予約採用と在学採用の比率は、平成 19 年度の実績では、それぞれ 39.0%、61.0%となっています。定期外採用には、家計急変等により緊急的に採用する緊急採用（第一種奨学金）と、応急採用（第二種奨学金）があります。定期及び応急採用の貸与期間は、修業年限（4 年制大学なら 4 年間）となっていますが、緊急採用の貸与期間は、採用された年度の 3 月までとなっています（特別の事情がある場合は、採用された年度の翌年度も貸与されることがあります）。

在学採用については、学校長の推薦を受けた申込者を本機構が選考し、5～8 月に採否を決定します。選考は、主にインターネット上のシステム（イクシス）により行われており、確認書等の書類の提出が必要となります。予約採用については、高校等在学中に募集・選考が行われ、大学等進学後採否を決定します。

③ 奨学生の採用基準

奨学生の選考にあたっては、人物・健康・学力・家計について、第一種奨学金及び第二種奨学金のそれぞれの基準に照らして行っています。

ア. 人物・・・学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が奨学生にふさわしく、かつ将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。または、大学等及び大学院の学生生活における行動の全般を通じて、意志が固く、責任感が強く、中正妥当な性格で、特に研究心が旺盛な者であること。

イ. 健康・・・下記の健康診断により、修学に十分耐え得るものと認められること。

○ 健康診断

健康診断は、健康上の事由により修学上支障があるか否かを基準として次のいずれかによって判定し、修学上支障のない者を推薦・選考するものとする。

i 定期健康診断による場合

学校保健法による定期健康診断の結果により医師が修学上支障がないと判断した者。ただし、1年次に在学する者については、入学者選抜のための健康診断によることができる。

ii 医師の健康診断による場合

上記 i の健康診断によることができないときは、医師が健康診断を行い、その結果により修学上支障がないと判断した者。

ウ. 学力・・・以下のとおり。

○ 第一種奨学金を希望する者で下記のいずれかに該当する者

i 大学に入学する者

高等学校又は専修学校の高等課程最終2か年の学習成績の評定を全履修科目について平均した値が3.5以上である者。又は認定試験合格者であること、かつ、大学における学習成績の結果が判明している者については、その学習成績が本人の属する学部（科）の上位3分の1以内である者。

ii 専修学校専門課程に入学する者

高等学校又は専修学校の高等課程最終2か年の学習成績の評定を全履修科目について平均した値が3.2以上である者。又は認定試験合格者。

iii 大学院修士課程及び専門職大学院の課程に入学する者

大学・大学院の学習成績、大学院入学試験等の成績により判定し当該学習成績が特に優れ、将来、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができると認められる者。

iv 大学院博士課程に入学する者

大学・大学院の学習成績、大学院入学試験等の成績により判定し、当該学習成績が特に優れ、将来、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備えて活動することができると認められる者。

v 高等専門学校に入学する者

中学校における最終学年の学習成績の評定を全履修科目について平均した値が3.5以上である者。又は高等専門学校における学習成績の結果が判明している者については、その学習成績が本人の属する学科の平均水準以上である者。

○ 第二種奨学金を希望する者で下記のいずれかに該当する者

i 大学・専修学校専門課程に入学する者

(ア) 高等学校又は専修学校の高等課程における最終2か年の学習成績が、当該出身学校において平均水準以上と認められる者。

(イ) 特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められる者。

(ウ) 大学における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者。

(エ) 認定試験合格者においては、上記(ア)、(イ)又は(ウ)に準ずると認められる者。

- ii 大学院修士課程及び専門職大学院の課程に入学する者
 - (ア) 大学・大学院の学習成績、大学院入学試験の成績により判定し、当該学習成績が優れ、将来、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を備えて活動することができるものと認められる者。
 - (イ) 大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者。
- iii 大学院博士課程に入学する者
 - (ア) 大学・大学院の学習成績、大学院入学試験の成績により判定し、当該学習成績が優れ、将来、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備えて活動することができるものと認められる者。
 - (イ) 大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者。
- iv 高等専門学校(4・5年生)に進級する者
 - (ア) 高等専門学校における学習成績が本人の属する学科において平均水準以上と認められる者。
 - (イ) 特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められる者。
 - (ウ) 高等専門学校における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者。

エ. 家計・・・平成19年度奨学金申込の際の家計基準限度額は次表のとおりです。

家計基準限度額一覧表

(単位：万円)

| 区 分 | | 第一種奨学金 | | 第二種奨学金 | |
|--------------|------|------------------------------|----------------|----------------|---------------|
| | | 年収・所得の上限額 (4人世帯・自宅通学者の目安) | | | |
| | | 給与所得世帯 | 給与所得 以外の世帯 | 給与所得世帯 | 給与所得 以外の世帯 |
| 高校 | 国・公立 | 790万円程度 | 330万円程度 | — | — |
| | 私 立 | 809 | 343 | — | — |
| 大学 | 国・公立 | 951 | 465 | 1,292万円程度 | 757万円程度 |
| | 私 立 | 998 | 512 | 1,344 | 809 |
| 短大 | 国・公立 | 936 | 450 | 1,276 | 741 |
| | 私 立 | 982 | 496 | 1,326 | 791 |
| 大学院 | 修士課程 | 本人及び 配偶者の収入 | 416(特別の場合は541) | 本人及び 配偶者の収入 | 595 |
| | 博士課程 | | 472(特別の場合は614) | | 798 |
| 高専 (1～3年) | 国・公立 | 802 | 338 | — | — |
| | 私 立 | 836 | 362 | — | — |
| 高専 (4・5年) | 国・公立 | 802 | 338 | 1,242 | 707 |
| | 私 立 | 836 | 362 | 1,268 | 733 |
| 専修 (高等) | 国・公立 | 775 | 319 | — | — |
| | 私 立 | 803 | 339 | — | — |
| 専修 (専門) | 国・公立 | 906 | 420 | 1,243 | 708 |
| | 私 立 | 972 | 486 | 1,315 | 780 |

④ 貸与の方法と期限

奨学金は、奨学生が指定した金融機関の口座に原則として毎月振り込まれ、在学する学校の修業年限の終期まで貸与することになっています。但し、主たる家計支持者の失職、破産等による家計急変のため奨学金が必要になった場合の緊急採用奨学金は、採用された年度の3月を終期とすることになっています。(特別の事情がある場合は、採用された年度の翌年度も貸与されることがあります。)

奨学金の貸与人員及び貸与金額の平成10年度から平成19年度までの実績は、次表のとおりです。

奨学金の貸与人員と貸与金額実績

| 年 度 | 第一種奨学金 | | 第二種奨学金 | |
|--------|---------|-------------|---------|-------------|
| | 貸与人員(人) | 貸与金額(千円) | 貸与人員(人) | 貸与金額(千円) |
| 平成10年度 | 371,612 | 201,145,797 | 113,430 | 64,979,466 |
| 11 | 386,524 | 212,789,870 | 207,684 | 138,836,573 |
| 12 | 402,710 | 223,593,846 | 292,807 | 206,785,422 |
| 13 | 400,428 | 227,320,052 | 351,852 | 252,383,070 |
| 14 | 384,527 | 221,508,737 | 407,893 | 301,002,797 |
| 15 | 411,339 | 238,604,311 | 452,342 | 344,065,828 |
| 16 | 418,465 | 248,757,430 | 512,727 | 411,170,403 |
| 17 | 401,297 | 252,245,427 | 576,939 | 472,745,569 |
| 18 | 377,456 | 252,424,304 | 631,997 | 529,363,060 |
| 19 | 348,987 | 247,318,308 | 687,608 | 577,706,690 |

(注) 平成10年度から平成15年度については日本育英会の実績、平成16年度以降は本機構の実績です。

⑤ 奨学生の補導(※)

奨学生は在学中、勉学に励みながら充実した学校生活を送り、卒業後は貸与を受けた奨学金の返還を滞りなく履行するよう、本機構は学校の協力を得て奨学生の補導に努めています。

補導の一環として奨学生が奨学金を貸与するにふさわしいかどうかの適格性について審査を行い、必要な処置を行っています。

- (※) 本機構でいう「補導」とは、奨学生との関係を単に金銭貸借の関係に終わらせることなく、貸与を継続する中で、
- ア. 奨学生の資質の向上を図ること
 - イ. 奨学生としての責務を尽くし、本機構の業務の円滑な運営に協力させること
 - ウ. 奨学生の実情に即応して適切な措置を講ずること 等をいいます。

⑥ 返還免除

奨学生又は奨学生であった者が、死亡又は精神若しくは身体の障害によって奨学金の返還ができなくなった場合、返還未済額の一部又は全部の返還を願出により免除することができます。

また大学院の第一種奨学生については、これまで日本育英会において、教育職・研究職という特定の職業に就職したことにより適用される返還免除制度がありましたが、本機構においては、この制度は廃止され、新たに特に優れた業績をあげた大学院生に対し、その奨学金の全部又は一部の返還を卒業時に免除する制度が設けられました(機構法第16条)。同制度は、わが国のあらゆる分野で活躍し、国及び社会の発展に貢献する中核的人材を育成することを目的とするものであり、学問分野での顕著な成果や世界レベルでの発明・発見のみならず、文化・芸術・スポーツ分野におけるめざましい活躍、あるいはボランティア等での顕著な社会貢献(全国レベルでの表彰等)等を含めて評価の対象として、学生の学修へのインセンティブを図ることとしています。

平成20年度は、平成16年度以降の大学院第一種奨学生採用者で平成19年度中に貸与が終了した28,565名のうち、各大学から平成20年4月末までに免除候補者として推薦があった8,596名について、5月に学識経験者からなる業績優秀者免除認定委員会の審査を経て5月下旬に免除者8,565名を認定しました。

⑦ 機関保証制度

平成16年度より、学生等の自立を支援する観点から、それまでの連帯保証人及び保証人を選定する人的保証制度に加えて、機関保証制度が導入されました。これにより、平成16年度新規奨学生から人的保証と機関保証のいずれかを選択することができるようになりました。機関保証を選択した場合は、保証業務を行っている財団法人日本国際教育支援協会(以下「保証機関」という。)に一定の保証料を支払うことにより、奨学金貸与の申込ができることとなりました。ただし、海外留学のための第二種奨学金の貸与については、人的保証と機関保証の二つの保証を付すことが必要です。保証料は、15ページに示すとおり奨学金の貸与月額、貸与月数等により異なります。なお、平成19年度の新規奨学生の機関保証制度への加入率は35.1%となっています。

保証料一覧（目安）

| 区 分 | | | 貸与月額（円） | 貸与月数 | 保証料月額（円） | |
|-----------|----|------|-----------|---------|----------|-------|
| 第一種奨学金 | 短大 | 国・公立 | 自 宅 | 45,000 | 24 | 1,606 |
| | | | 自宅外 | 51,000 | | 1,820 |
| | | 私 立 | 自 宅 | 53,000 | | 1,892 |
| | | | 自宅外 | 60,000 | | 2,297 |
| | 大学 | 国・公立 | 自 宅 | 45,000 | 48 | 1,782 |
| | | | 自宅外 | 51,000 | | 2,143 |
| | | 私 立 | 自 宅 | 54,000 | | 2,269 |
| | | | 自宅外 | 64,000 | | 3,137 |
| | 修士 | | | 88,000 | 24 | 3,593 |
| | 博士 | | | 122,000 | 36 | 6,623 |
| 医・歯・獣医学課程 | | | 122,000 | 48 | 6,523 | |
| 第二種奨学金 | 短大 | | | 30,000 | 24 | 845 |
| | | | | 50,000 | | 1,835 |
| | | | | 80,000 | | 3,156 |
| | | | | 100,000 | | 4,482 |
| | | | | 120,000 | | 5,694 |
| | 大学 | | | 30,000 | 48 | 1,147 |
| | | | | 50,000 | | 2,174 |
| | | | | 80,000 | | 4,468 |
| | | | | 100,000 | | 5,586 |
| | | | | 120,000 | 6,703 | |
| | | | 薬・獣医学課程の増 | 140,000 | 72 | 7,827 |
| | | | 医・歯学課程の増 | 160,000 | | 8,680 |
| | | 修士 | | | 50,000 | 24 |
| | | | | 80,000 | 3,156 | |
| | | | | 100,000 | 4,482 | |
| | | | | 130,000 | 6,838 | |
| | | | | 150,000 | 8,638 | |
| | 博士 | | | 50,000 | 36 | 1,942 |
| | | | | 80,000 | | 3,739 |
| | | | | 100,000 | | 5,672 |
| | | | 130,000 | 7,373 | | |
| | | | 150,000 | 8,508 | | |

(注) 1. 第二種奨学金は、基本部分の貸与利率 1.5%、医・歯・薬・獣医学課程の増額部分の貸与利率 1.7% で計算しています。

2. 第一種奨学金の貸与月数は、予約採用の場合です。

また、中期計画では、

ア. 適切な保証機関を確保することにより、平成 16 年度新規奨学生から人的保証と機関保証とを選択することができるようにする。なお、海外留学のための有利子学資金の貸与については、人的保証と機関保証の双方の保証を受けることとする。

イ. 保証機関が行う主要業務である (i) 保証審査管理、(ii) 保証料・保証残高管理、(iii) 保証履行管理及び (iv) 求償権回収管理並びに (v) 計数管理のうち (i) ~ (iii) について保証機関との連携を密にしながらシステム開発を行うほか、保証依頼、保証料徴収、保証変更等の関係業務の追加・変更を円滑に処理する。

ウ. 大学等、学生等に対して、保証機関と連携し、機関保証制度の趣旨を適切に広報し、

理解の促進を図る。

エ. 保証機関の収支の健全性を確保し、制度を持続可能なものとするため、制度の検証を行う。

とされています。

⑧ 奨学金の回収

貸与が終了した奨学生からは、20年以内の月賦、半年賦、年賦又は月賦・半年賦併用の中から任意に選択された割賦方法により、郵便局、銀行、信用金庫又は労働金庫の口座から自動引落しの方法（リレー口座）で奨学金を回収します。また、リレー口座未加入者に対しては委託業者による架電等で加入の依頼をするとともに、払込通知書を発送し請求しています。なお、平成11年度以降に採用された第二種奨学生及び平成12年度以降に採用された第一種奨学生については、返還のしやすさなどの点を考慮し、月賦あるいは月賦・半年賦併用の割賦方法のみの取扱としています。

⑨ 奨学金の原資、貸与利率及び借入金の償還

第一種奨学金については、国の一般会計からの借入金（以下「政府借入金」という。）及び過去に貸与した第一種奨学金の返還者からの回収金を原資として奨学金の貸与を行っており、国の一般会計からの借入れ、奨学生への貸与は、ともに無利息となっています。

第二種奨学金については、これまで国の財政融資資金（平成12年度までは資金運用部資金）からの借入金、財投機関債の発行により調達した資金（平成13年度から）及び過去に貸与した第二種奨学金の返還者からの回収金を原資として奨学金の貸与を行ってきました。平成19年度からは、貸与期間中奨学生に対する毎月の貸与に充てる資金として、従来の調達方法に加え、民間金融機関からの借入（以下「民間借入」という。）を活用しています。この借入は3ヶ月以内及び1年以内の償還期日ごとに借換を行い、最終的に、奨学生の卒業等により貸与期間が終了した際に、一括して財政融資資金等の長期資金に借換えることとしています。こうした新たな調達方法につきましては、「（6）損益構造について ③有利子奨学金の貸与制度及び資金調達制度の見直し」の項で説明しております。

なお、平成18年度以前に採用された第二種奨学金の奨学生への貸与利率は、これまで通り原則として年3%ですが、財政融資資金からの借入金の利率（貸与する当該月の資金に財投機関債の発行により調達した資金を充てる場合、該当する財投機関債の利率と財政融資資金の借入利率を加重平均した利率）が3%未満の時は、当該利率を奨学金貸与の利率とする（注）旨定められています（独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年政令第2号。以下「機構法施行令」という。）第2条及び附則第2条）。平成20年9月分の奨学金の貸与利率は、財政融資資金の借入利率（平成20年8月13日改定、年利1.1%）が用いられています（表1）。

（注）平成15年3月31日以前に入学し、かつ平成16年3月31日までに採用された奨学生に対する奨学金貸与の利率については、「財政融資資金からの借入金の利率が3%未満の時は当該利率」とする旨定められており、財投機関債の発行により調達した資金を当該月に貸与する奨学金資金に充てる場合も該当する財投機関債の利率は奨学金貸与利率に反映されません。以下の説明においても同様です。

一方、前述の有利子奨学金の貸与制度及び資金調達制度の見直しに伴い、平成 19 年度からの新規奨学生に対する貸与利率は、貸与期間終了時に借換えた財政融資資金等長期資金の借入利率が適用されます。また平成 19 年度から採用された新規奨学生については、第二種奨学金の利便性をさらに高めるために、利率固定方式・利率見直し方式（返済期間中、概ね 5 年毎に利率を見直し）を選択できることとなりました（表 2）。なお貸与利率はいずれの方式も 3%が上限となっています。

第一種奨学金における政府借入金については、本機構が第一種奨学金の貸与を受けた者に対し、その返還を免除した場合、当該免除額相当分について、政府は、その貸付金の償還を免除することができることとなっていますが、この制度は日本育英会から承継されているものです。また政府の本機構に対する貸付金の償還の免除は償還期限の早い貸付金から順次行うものとされています（機構法施行令第 19 条）。

平成 19 年度までの実績では、昭和 21 年度からの政府借入金総額（累計）は 2 兆 8,213 億円であり、奨学金の返還免除（※）に伴う償還免除の総額 4,663 億円及び平成 16 年 4 月 1 日の本機構設立に当たり法令に基づき償還が免除された政府貸付金 641 億円を除いた 2 兆 2,909 億円が 19 年度末における政府借入金の借入金残高となりました。このうち 264 億円は、将来本機構が第一種奨学金の返還を免除することにより、国の一般会計に対する償還が免除される予定額です。（昭和 21 年度以前の日本育英会創立当初の貸与資金は大蔵省預金部資金からの借入れによっていましたが、全額償還済みです。）

また、平成 19 年度末時点においては、昭和 56 年 1 月末までに借入れた日本育英会の国に対する債務が免除されており、その後借入れた日本育英会の国に対する債務（昭和 56 年 5 月に借入れた債務については、一部免除されています。）及び本機構の国に対する債務については、借入時から起算して 35 年が経過した後の平成 28 年 9 月以降から償還が始まる見込です（表 4）。

ただし、奨学金の返還免除は今年度以降も発生するものであり、これにより本機構の国に対する債務の免除が行われていくことから、政府借入金の償還開始はさらに延長されるものと見込まれます。

第二種奨学金における財政融資資金からの借入金は、これまで 20 年間（うち据置 4 年）の元金均等償還でしたが、平成 19 年度からの借入金は、当該第二種奨学金の返還期間と同水準となるような償還期間の借入を行い、元金均等償還することになっています（表 5）。

第二種奨学金は奨学生が貸与を受けている間は無利息であり、当該期間中の利息については、当該年度における国の予算内で、国からの利子補給金により補填されています。

また、本機構が奨学生に対して返還の期限を猶予している期間中も第二種奨学金に対する利息は発生しませんので、当該期間中の利息についても同様に利子補給金により補填されています。さらに、財政融資資金からの借入利率が 3%を超える場合、3%を超える部分の利息についても同様に利子補給金により補填されています。

なお、第二種奨学金については、過去に返還免除となった第二種奨学金にかかる債権についてこれが存続していれば当該年度に返還される予定であった元金相当額の補填（返還免除補填金）等を補助金として受け入れています。

(※) 返還免除について

本機構において返還免除は以下のように規定されています。

- ・ 死亡した者又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失した者については、その学資金返還未済額の全部又は一部を免除することができる（機構法施行令第7条第1項）。
- ・ 精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有する者については、その学資金の返還未済額の一部の返還を免除することができる（機構法施行令第7条第2項）。
- ・ 大学院において第一種学資金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績を挙げた者として機構が認定したものには、貸与期間終了の時に於いて、その学資金の全部又は一部を返還を免除することができる（機構法施行令第8条）。

また、機構法附則第16条により日本育英会法の廃止前に育英会が行った貸与契約による貸与金の返還については従前の例によることとなっており、政府は機構がなお従前の例によることとされる貸与金の返還の免除（無利息の貸与金に係るものに限る。）をしたときは、機構に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除することができます。

（ご参考）

日本育英会においては、返還免除は以下のように規定されていました。

- ・ 特別免除
高等専門学校・短期大学・大学・大学院で第一種奨学金の貸与を受けた者が学校の教員又は文部科学大臣により指定された研究所の研究者となり、一定の期間その職に在職したとき奨学金の全部又は一部を返還が免除されることがあります（日本育英会法第24条）。ただし平成10年4月1日日本育英会法の一部が改正され、平成10年度以降に高等専門学校・短期大学・大学の1年次に入学した者については、奨学金返還特別免除制度は廃止されました。
- ・ 死亡・心身障害による免除
奨学金の貸与を受けた者が死亡・心身障害により奨学金を返還することができなくなったとき奨学金の全部または一部を返還を免除することができます（日本育英会法第23条第3項）。
- ・ 特別貸与奨学金
昭和33年の法改正により新設された制度で、特に優秀な学生及び生徒に貸与した奨学金であり、同時に発足した一般貸与奨学金より多い貸与月額を受けられ、一般貸与奨学金相当額を返還すれば、残額の返還が免除されます。ただし、この制度は昭和59年度に廃止となりました（昭和59年の全部改正以前における旧日本育英会法第16条ノ4）。

(表1) 平成18年度以前の採用者に係る第二種奨学金の貸与利率と財政融資資金（元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間19年超20年以内、うち据置期間3年超4年以内）借入金利等推移表（平成15年4月以降）

| 年 月 | 第二種奨学金 貸与利率 | 財政融資資金 借入金利 | 財投機関債金利 |
|---------|----------------|----------------|--------------------|
| 平成15年4月 | 0.30% | 0.3% | — |
| 5月 | 0.30% | 0.3% | — |
| 6月 | 0.20% | 0.2% | — |
| 7月 | 0.20% | 0.2% | — |
| 8月 | 0.52% | 0.5% | 0.52%（第4回日本育英会債券） |
| 9月 | 0.40% | 0.4% | — |
| 10月 | 1.00% | 1.0% | — |
| 11月 | 0.60% | 0.6% | — |
| 12月 | 0.73% | 0.8% | 0.70%（第5回日本育英会債券） |
| 平成16年1月 | 0.70% | 0.7% | — |
| 2月 | 0.60% | 0.6% | — |
| 3月 | 0.53% | 0.5% | 0.64%（第6回日本育英会債券） |
| 4月 | 0.70% | 0.7% | — |
| 5月 | 0.70% | 0.7% | — |
| 6月 | 0.70% | 0.7% | — |
| 7月 | 0.97% | 0.7% | 1.18%（第1回日本学生支援債券） |
| 8月 | 0.80% | 0.8% | — |
| 9月 | 0.90% | 0.9% | — |
| 10月 | 0.70% | 0.7% | — |
| 11月 | 0.70% | 0.7% | 0.70%（第2回日本学生支援債券） |
| 12月 | 0.70% | 0.7% | — |
| 平成17年1月 | 0.60% | 0.6% | — |
| 2月 | 0.62% | 0.6% | 0.66%（第3回日本学生支援債券） |
| 3月 | 0.60% | 0.6% | — |
| 4月 | 0.60% | 0.6% | — |
| 5月 | 0.60% | 0.6% | — |
| 6月 | 0.50% | 0.5% | — |
| 7月 | 0.58% | 0.5% | 0.62%（第4回日本学生支援債券） |
| 8月 | 0.50% | 0.5% | — |
| 9月 | 0.60% | 0.6% | — |
| 10月 | 0.60% | 0.6% | — |
| 11月 | 0.90% | 0.8% | 0.90%（第5回日本学生支援債券） |
| 12月 | 0.90% | 0.9% | — |
| 平成18年1月 | 0.90% | 0.9% | — |
| 2月 | 0.92% | 0.9% | 0.94%（第6回日本学生支援債券） |
| 3月 | 1.00% | 1.0% | — |
| 4月 | 1.30% | 1.3% | — |
| 5月 | 1.30% | 1.3% | — |
| 6月 | 1.50% | 1.5% | — |
| 7月 | 1.58% | 1.5% | 1.62%（第7回日本学生支援債券） |
| 8月 | 1.40% | 1.4% | — |
| 9月 | 1.40% | 1.4% | — |
| 10月 | 1.20% | 1.2% | — |
| 11月 | 1.49% | 1.2% | 1.52%（第8回日本学生支援債券） |
| 12月 | 1.30% | 1.3% | — |
| 平成19年1月 | 1.30% | 1.3% | — |
| 2月 | 1.03% | 1.3% | 0.90%（第9回日本学生支援債券） |
| 3月 | 1.30% | 1.3% | — |

| 年 月 | 第二種奨学金 貸与利率 | 財政融資資金 借入金利 | 財投機関債金利 |
|-------------|----------------|----------------|------------------------|
| 平成 19 年 4 月 | 1.30% | 1.3% | — |
| 5 月 | 1.30% | 1.3% | — |
| 6 月 | 1.30% | 1.3% | — |
| 7 月 | 1.44% | 1.5% | 1.19% (第 10 回日本学生支援債券) |
| 8 月 | 1.50% | 1.5% | — |
| 9 月 | 1.40% | 1.4% | — |
| 10 月 | 1.20% | 1.2% | — |
| 11 月 | 1.03% | 1.3% | 0.93% (第 11 回日本学生支援債券) |
| 12 月 | 1.10% | 1.1% | — |
| 平成 20 年 1 月 | 1.10% | 1.1% | — |
| 2 月 | 0.86% | 1.0% | 0.69% (第 12 回日本学生支援債券) |
| 3 月 | 0.90% | 0.9% | — |
| 4 月 | 0.90% | 0.9% | — |
| 5 月 | 0.90% | 0.9% | — |
| 6 月 | 1.20% | 1.2% | — |
| 7 月 | 1.40% | 1.4% | 1.08% (第 13 回日本学生支援債券) |
| 8 月 | 1.30% | 1.3% | — |
| 9 月 | 1.10% | 1.1% | — |

- (注) 1. 平成 15 年 3 月 31 日以前に入学し、かつ平成 16 年 3 月 31 日までに採用された奨学生に対する奨学金の貸与利率は、財政融資資金借入利率と同率となります。
2. 平成 20 年 7 月発行の第 13 回日本学生支援債券は、当該月の平成 18 年度以前採用者の第二種奨学金の資金に充てていないため、貸与利率へは反映されていません。

(表 2) 平成 19 年度の採用者で当該年度中に貸与終了した者に係る第二種奨学金の貸与利率と財政融資資金借入金利率等推移表

| 貸与終了年月 | 第二種奨学金貸与利率 | | 財政融資資金借入金利 | |
|-------------|------------|---------|---|--|
| | 利率固定方式 | 利率見直し方式 | 元金均等償還、半年賦、 借入期間 15 年超 16 年 以内、 うち据置期間 1 年以内 | 元金均等償還、半年賦、 5 年金利見直しにおけ る当初 5 年間の金利、 借入期間 15 年超 16 年 以内、 うち据置期間 1 年以内 |
| 平成 19 年 4 月 | 1.70% | 1.20% | 1.7% | 1.2% |
| 5 月 | 1.70% | 1.30% | 1.7% | 1.3% |
| 6 月 | 1.90% | 1.50% | 1.9% | 1.5% |
| 7 月 | 1.90% | 1.50% | 1.9% | 1.5% |
| 8 月 | 1.80% | 1.40% | 1.8% | 1.4% |
| 9 月 | 1.70% | 1.20% | 1.7% | 1.2% |
| 10 月 | 1.70% | 1.20% | 1.7% | 1.2% |
| 11 月 | 1.60% | 1.10% | 1.6% | 1.1% |
| 12 月 | 1.60% | 1.00% | 1.6% | 1.0% |
| 平成 20 年 1 月 | 1.50% | 0.90% | 1.5% | 0.9% |
| 2 月 | 1.50% | 0.90% | 1.5% | 0.9% |
| 3 月 | 1.50% | 0.90% | 1.5% | 0.9% |

- (注) 利率固定方式による貸与利率が元金均等 (期間 16 年うち据置 1 年) による借入利率に、また利率見直し方式による貸与利率が半年賦 5 年金利見直し貸付における当初 5 年間の借入金利に対応しています。

(表 3) 平成 19 年度以降の採用者で平成 20 年度に貸与終了する者に係る第二種奨学金の貸与利率と
財政融資資金借入金利率等推移表

| 貸与終了年月 | 第二種奨学金貸与利率 | | 財政融資資金借入金利率 | | | |
|-------------|------------|---------|---|--|--|---|
| | 利率固定方式 | 利率見直し方式 | 元金均等償還、半年賦、借入期間 14 年超 15 年以内、うち据置期間 1 年以内 | 元金均等償還、半年賦、借入期間 19 年超 20 年以内、うち据置期間 なし | 元金均等償還、半年賦、5 年金利見直しにおける当初 5 年間の金利、借入期間 14 年超 15 年以内、うち据置期間 1 年以内 | 元金均等償還、半年賦、5 年金利見直しにおける当初 5 年間の金利、借入期間 19 年超 20 年以内、うち据置期間 なし |
| 平成 20 年 4 月 | 1.55% | 0.90% | 1.4% | 1.7% | 0.9% | 0.9% |
| 5 月 | 1.70% | 1.10% | 1.6% | 1.8% | 1.1% | 1.1% |
| 6 月 | 1.90% | 1.35% | 1.8% | 2.0% | 1.3% | 1.4% |
| 7 月 | 1.80% | 1.30% | 1.7% | 1.9% | 1.3% | 1.3% |
| 8 月 | 1.65% | 1.10% | 1.5% | 1.8% | 1.1% | 1.1% |
| 9 月 | 1.60% | 1.00% | 1.5% | 1.7% | 1.0% | 1.0% |

(注) 利率固定方式による貸与利率が元金均等 (期間 15 年うち据置 1 年及び期間 20 年うち据置なし) による借入利率に、また利率見直し方式による貸与利率が半年賦 5 年金利見直し貸付における当初 5 年間の借入金利に対応しています。

[ご参考 1] 「日本学生支援債券」及び「日本育英会債券」発行の状況

日本学生支援債券

| 回号 | 発行年月日 | 発行額 | 年限 | 発行金利 |
|--------|------------------|--------|-----|---------|
| 第 1 回 | 平成 16 年 7 月 5 日 | 300 億円 | 5 年 | 年 1.18% |
| 第 2 回 | 平成 16 年 11 月 5 日 | 300 億円 | 5 年 | 年 0.70% |
| 第 3 回 | 平成 17 年 2 月 4 日 | 160 億円 | 5 年 | 年 0.66% |
| 第 4 回 | 平成 17 年 7 月 5 日 | 400 億円 | 5 年 | 年 0.62% |
| 第 5 回 | 平成 17 年 11 月 4 日 | 400 億円 | 5 年 | 年 0.90% |
| 第 6 回 | 平成 18 年 2 月 3 日 | 300 億円 | 5 年 | 年 0.94% |
| 第 7 回 | 平成 18 年 7 月 5 日 | 400 億円 | 5 年 | 年 1.62% |
| 第 8 回 | 平成 18 年 11 月 6 日 | 400 億円 | 5 年 | 年 1.52% |
| 第 9 回 | 平成 19 年 2 月 5 日 | 370 億円 | 2 年 | 年 0.90% |
| 第 10 回 | 平成 19 年 7 月 5 日 | 400 億円 | 2 年 | 年 1.19% |
| 第 11 回 | 平成 19 年 11 月 6 日 | 400 億円 | 2 年 | 年 0.93% |
| 第 12 回 | 平成 20 年 2 月 6 日 | 370 億円 | 2 年 | 年 0.69% |
| 第 13 回 | 平成 20 年 7 月 9 日 | 470 億円 | 2 年 | 年 1.08% |

日本育英会債券

| 回号 | 発行年月日 | 発行額 | 年限 | 発行金利 |
|-------|-------------------|--------|------|---------|
| 第 1 回 | 平成 13 年 12 月 5 日 | 100 億円 | 10 年 | 年 1.59% |
| 第 2 回 | 平成 14 年 10 月 28 日 | 360 億円 | 5 年 | 年 0.50% |
| 第 3 回 | 平成 15 年 2 月 3 日 | 200 億円 | 5 年 | 年 0.44% |
| 第 4 回 | 平成 15 年 8 月 5 日 | 300 億円 | 5 年 | 年 0.52% |
| 第 5 回 | 平成 15 年 12 月 5 日 | 260 億円 | 5 年 | 年 0.70% |
| 第 6 回 | 平成 16 年 3 月 5 日 | 50 億円 | 5 年 | 年 0.64% |

※ 平成 20 年 10 月 1 日現在、株式会社日本格付研究所 (JCR) より AA+、株式会社格付投資情報センター (R&I) より AA の格付けを取得しています。

〔ご参考2〕 民間金融機関からの借入の状況

| 入札実施日 | 借入金額（百万円） | 金利（％） | 借入日 | 返済日 |
|-------------|-----------|----------|------------|------------|
| 平成19年4月23日 | 23,842 | 0.66417 | 平成19年5月14日 | 平成19年8月8日 |
| 平成19年5月22日 | 20,210 | 0.69500 | 平成19年6月7日 | 平成19年9月7日 |
| 平成19年7月23日 | 40,860 | 0.79917 | 平成19年8月8日 | 平成19年11月7日 |
| 平成19年8月22日 | 45,952 | 0.90250 | 平成19年9月7日 | 平成19年12月7日 |
| 平成19年9月19日 | 14,178 | 0.90917 | 平成19年10月9日 | 平成20年1月9日 |
| 平成19年10月22日 | 40,860 | 0.91000 | 平成19年11月7日 | 平成20年2月6日 |
| 平成19年11月20日 | 45,952 | 0.93250 | 平成19年12月7日 | 平成20年3月7日 |
| 平成19年12月17日 | 14,178 | 0.81667 | 平成20年1月9日 | 平成20年3月7日 |
| 平成20年1月21日 | 40,860 | 0.68583 | 平成20年2月6日 | 平成20年3月7日 |
| 平成20年2月20日 | 58,592 | ※0.91417 | 平成20年3月7日 | 平成21年3月9日 |
| 平成20年4月23日 | 49,486 | 0.89083 | 平成20年5月14日 | 平成20年8月7日 |
| 平成20年5月22日 | 49,821 | 0.90333 | 平成20年6月9日 | 平成20年9月9日 |
| 平成20年7月22日 | 85,657 | 0.90333 | 平成20年8月7日 | 平成20年11月9日 |
| 平成20年8月22日 | 92,809 | 0.90083 | 平成20年9月9日 | 平成20年12月9日 |
| 平成20年9月19日 | 38,898 | 0.92750 | 平成20年10月8日 | 平成21年1月7日 |

※3 か月ごとに見直した金利により利息を支払っています。上表の金利は、第1回利払日（平成20年6月6日）の金利です。

〔ご参考3〕 第二種奨学金の財政融資資金からの借入金利推移表（平成15年3月以前）

| 改定年月日 | 年利 | 改定年月日 | 年利 | 改定年月日 | 年利 |
|-------------|------------|-------------|------------|---------------|------------|
| 昭和59年 2月 1日 | 7.1(3.0) % | 平成6年 8月 17日 | 4.5(3.0) % | 平成11年 11月 12日 | 2.0(2.0) % |
| 60年 10月 11日 | 6.8(3.0) | 11月 16日 | 4.75(3.0) | 12月 17日 | 2.1(2.1) |
| 61年 2月 24日 | 6.3(3.0) | 7年 2月 15日 | 4.65(3.0) | 12年 1月 28日 | 2.0(2.0) |
| 3月 31日 | 6.05(3.0) | 4月 7日 | 4.2(3.0) | 2月 16日 | 1.9(1.9) |
| 62年 3月 7日 | 5.2(3.0) | 5月 8日 | 3.85(3.0) | 3月 10日 | 2.0(2.0) |
| 5月 30日 | 4.6(3.0) | 6月 7日 | 3.65(3.0) | 4月 7日 | 2.1(2.1) |
| 8月 21日 | 4.8(3.0) | 7月 14日 | 3.25(3.0) | 5月 19日 | 2.0(2.0) |
| 10月 27日 | 5.2(3.0) | 10月 16日 | 3.15(3.0) | 6月 14日 | 1.9(1.9) |
| 63年 2月 19日 | 5.0(3.0) | 8年 3月 15日 | 3.4(3.0) | 9月 8日 | 2.0(2.0) |
| 4月 30日 | 4.8(3.0) | 9月 11日 | 3.3(3.0) | 10月 12日 | 2.1(2.1) |
| 9月 13日 | 5.1(3.0) | 10月 9日 | 3.1(3.0) | 12月 13日 | 2.0(2.0) |
| 12月 30日 | 4.85(3.0) | 12月 11日 | 3.0(3.0) | 13年 1月 26日 | 1.8(1.8) |
| 平成元年 7月 28日 | 5.1(3.0) | 9年 1月 24日 | 2.9(2.9) | 2月 21日 | 1.7(1.7) |
| 12月 22日 | 5.4(3.0) | 3月 19日 | 2.8(2.8) | 3月 14日 | 1.6(1.6) |
| 2年 2月 27日 | 6.2(3.0) | 4月 9日 | 2.7(2.7) | 4月 1日 | 0.6(0.6) |
| 4月 27日 | 6.7(3.0) | 5月 9日 | 2.6(2.6) | 5月 9日 | 0.6(0.6) |
| 6月 29日 | 6.4(3.0) | 6月 6日 | 2.9(2.9) | 6月 1日 | 0.5(0.5) |
| 8月 17日 | 6.7(3.0) | 7月 11日 | 2.8(2.8) | 7月 3日 | 0.4(0.4) |
| 9月 21日 | 7.3(3.0) | 8月 8日 | 2.7(2.7) | 8月 3日 | 0.5(0.5) |
| 10月 26日 | 7.9(3.0) | 9月 10日 | 2.5(2.5) | 9月 3日 | 0.5(0.5) |
| 11月 15日 | 7.2(3.0) | 10月 13日 | 2.4(2.4) | 10月 3日 | 0.5(0.5) |
| 12月 18日 | 6.9(3.0) | 11月 6日 | 2.2(2.2) | 11月 2日 | 0.5(0.5) |
| 3年 2月 1日 | 6.6(3.0) | 10年 1月 23日 | 2.1(2.1) | 12月 4日 | 0.6(0.6) |
| 7月 17日 | 6.7(3.0) | 2月 12日 | 2.3(2.3) | 14年 1月 4日 | 0.5(0.5) |
| 9月 13日 | 6.3(3.0) | 3月 11日 | 2.1(2.1) | 2月 8日 | 0.7(0.7) |
| 10月 30日 | 6.0(3.0) | 4月 8日 | 2.0(2.0) | 3月 5日 | 0.7(0.7) |
| 4年 1月 29日 | 5.5(3.0) | 6月 10日 | 1.8(1.8) | 4月 2日 | 0.6(0.6) |
| 9月 28日 | 5.05(3.0) | 8月 14日 | 1.9(1.9) | 5月 8日 | 0.6(0.6) |
| 12月 24日 | 4.9(3.0) | 9月 11日 | 1.7(1.7) | 6月 3日 | 0.6(0.6) |
| 5年 2月 24日 | 4.7(3.0) | 10月 16日 | 1.1(1.1) | 7月 5日 | 0.5(0.5) |
| 3月 24日 | 4.4(3.0) | 12月 16日 | 1.3(1.3) | 8月 2日 | 0.5(0.5) |
| 6月 25日 | 4.9(3.0) | 11年 1月 27日 | 2.2(2.2) | 9月 2日 | 0.4(0.4) |
| 8月 25日 | 4.6(3.0) | 2月 17日 | 2.1(2.1) | 11月 1日 | 0.3(0.3) |
| 10月 20日 | 4.3(3.0) | 4月 21日 | 2.0(2.0) | 12月 3日 | 0.4(0.4) |
| 11月 25日 | 4.1(3.0) | 5月 19日 | 1.7(1.7) | 15年 1月 6日 | 0.3(0.3) |
| 12月 22日 | 3.85(3.0) | 6月 11日 | 1.6(1.6) | 2月 13日 | 0.3(0.3) |
| 6年 1月 26日 | 3.65(3.0) | 7月 16日 | 2.0(2.0) | 3月 12日 | 0.3(0.3) |
| 3月 24日 | 4.3(3.0) | 9月 10日 | 2.1(2.1) | | |
| 6月 17日 | 4.1(3.0) | 10月 14日 | 1.9(1.9) | | |

- (注) 1. 平成12年度までの借入については、元金均等償還、半年賦、貸付期間20年（平成11年度まではうち据置3年、平成12年度からはうち据置4年）の利率が適用されていましたが、平成13年度からは、財政投融资改革により、元金均等償還、半年賦、5年金利見直し19年超20年以内（うち据置期間3年超4年以内）貸付の金利が適用されることとなりました。
2. 「年利」欄の（ ）内は、奨学金の貸与利率です。平成13年度からは、上記1. の5年金利見直しにおける当初5年間の金利が適用されています。
3. 平成12年度までは「資金運用部資金」です。

(表 4) 第一種奨学金における政府借入金の償還予定表

(単位：千円)

| 年 度 | 金 額 | 年 度 | 金 額 |
|----------|------------|----------|-------------|
| 平成 28 年度 | 87,015,665 | 平成 42 年度 | 85,241,409 |
| 29 | 87,304,982 | 43 | 86,896,067 |
| 30 | 86,786,557 | 44 | 87,398,492 |
| 31 | 82,234,588 | 45 | 89,761,811 |
| 32 | 78,715,220 | 46 | 98,596,253 |
| 33 | 74,186,429 | 47 | 108,328,787 |
| 34 | 73,818,887 | 48 | 104,637,269 |
| 35 | 73,892,913 | 49 | 91,892,568 |
| 36 | 72,483,472 | 50 | 98,228,054 |
| 37 | 71,939,987 | 51 | 99,037,432 |
| 38 | 73,251,760 | 52 | 81,262,237 |
| 39 | 73,917,858 | 53 | 88,163,347 |
| 40 | 76,302,725 | 54 | 80,226,481 |
| 41 | 79,379,206 | 55 | 74,477,115 |

(注) 上表の金額は、昭和56年5月以降の借入金の残額及び平成20年度の借入予定分までについての償還予定額（見込）です。

(表 5) 第二種奨学金における財政融資資金（平成 13 年度までは資金運用部資金）の償還予定表

(単位：千円)

| 年 度 | 金 額 | 年 度 | 金 額 |
|----------|-------------|----------|-------------|
| 平成 20 年度 | 101,396,000 | 平成 30 年度 | 146,370,000 |
| 21 | 121,716,000 | 31 | 140,120,000 |
| 22 | 140,536,000 | 32 | 132,640,000 |
| 23 | 159,636,000 | 33 | 119,900,000 |
| 24 | 169,006,000 | 34 | 105,510,000 |
| 25 | 159,606,000 | 35 | 91,220,000 |
| 26 | 157,276,000 | 36 | 72,910,000 |
| 27 | 154,546,000 | 37 | 52,980,000 |
| 28 | 151,826,000 | 38 | 31,680,000 |
| 29 | 149,120,000 | 39 | 10,590,000 |

(注) 上表の金額は、昭和63年度～平成19年度の借入金の残額及び平成20年度の借入予定分までについての元金償還予定額（見込）です。

【留学生支援事業】

本機構では、留学生交流の推進を図るため、各種の学資金の支給や外国人留学生修学援助の他、我が国及び諸外国への留学希望者に対する情報提供、日本語教育、日本留学試験等を実施しています。また、国際交流拠点として国際交流会館の設置・運営など留学生の宿舍の整備を行っています。

① 学資の支給と援助

ア. 奨学金等の支給

・私費外国人留学生学習奨励費給付制度

我が国の大学等に在籍する私費留学生及び日本語教育機関に在籍する就学生で、学業・人物ともに優れ、かつ経済的理由により修学が困難である者に対して、奨学金を給付しています。

・先導的留学生交流プログラム支援制度

我が国の複数の大学の連合体（コンソーシアム）と諸外国の複数の大学の連合体との間で締結する交流協定に基づいて実施する先導的な留学生交流プログラムについて、諸外国の大学に派遣される学生に対して奨学金及び留学準備金を支給しています。

・短期外国人留学生支援制度

我が国の大学が、学生交流に関する協定等に基づいて、諸外国の大学に在籍している学生を3か月以上1年以内の期間受入れた場合、当該留学生に対し、奨学金及び留学準備金を支給しています。

・短期留学推進制度（派遣）

我が国の大学が、学生交流に関する協定等に基づいて、我が国の大学に在籍している学生を3か月以上1年以内の期間諸外国の大学に派遣した場合、当該派遣留学生に対し、奨学金を支給しています。

・国費外国人留学生への奨学金支給等

文部科学省が選抜した留学生に対し、奨学金を支給する業務等を行っています。

・日韓共同理工系学部留学生事業への奨学金支給等

日本政府と韓国政府の共同事業として日本の理工系大学に招致する韓国人学部留学生に対し、奨学金の支給等を行っています。

・21世紀東アジア青少年大交流計画奨学金（韓国）

「21世紀東アジア青少年大交流計画（英文名：JENESYS Programme）」に基づき、財団法人日韓文化交流基金からの委託を受け、韓国の大学生を韓国の大学に在籍させたまま3か月以上1年以内の期間受入れた場合、当該留学生に対し、奨学金及び留学準備金を支給しています。

イ. 外国人留学生修学援助

・外国人留学生医療費補助制度

外国人留学生が日本国内の医療機関で診療を受けた場合、本人が支払った診療費（健康保険法に基づいた算定）の一部を補助しています。

② 留学生の宿舍の整備

ア. 留学生の宿舎の確保に関する将来推計等

全国的な宿舎ニーズ及び大学等による整備計画を含む宿舎提供の取組みに関する実情調査を行い、長期的な整備計画の検討を行います。

イ. 建設奨励事業の実施

良質で低廉な家賃の宿舎の建設を進めるため、地方公共団体、公益法人、学校法人及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)により選定された民間事業者が行う留学生宿舎の建設に対し、その経費の一部を建設奨励金として交付します。

ウ. 国際交流会館の設置・運営

外国人留学生等の宿舎として、全国に国際交流会館を設置し、約 2,800 戸を提供しています。在館留学生相互の交流及び入居者その他の学生と地域住民、ボランティア等との交流、その他国際交流を深めるための各種行事を実施しています。

エ. 留学生借り上げ宿舎支援事業の実施

大学等のニーズに沿って留学生のために宿舎を効果的、効率的かつ安定的に確保するために、民間宿舎を借り上げる等により宿舎を提供している大学等に対し支援金を交付しています。

③ 留学生交流推進事業

ア. 留学生交流事業

・国際大学交流セミナー

日本人学生と諸外国の学生が専門的な分野について意見交換し、交流親善を図るため、我が国の大学と共催で、アジア地域の大学から学生と教員を招き、セミナーを実施しています。

・外国人学生日本人学生合同研修

【国際医療技術学生合同セミナー】

開発途上国の保健医療分野への国際協力を推進するために、(財)国際医療技術交流財団との共催で、我が国の大学等で保健医療を専攻する外国人留学生と日本人学生との合同セミナーを実施しています。

【留学生等合同セミナー】

我が国と諸外国・地域との相互理解、友好親善を深めるために、毎年テーマを定めて講師を招き、外国人留学生と日本人学生との合同セミナーを実施しています。

・外国人留学生と日本人学生等との交流事業

外国人留学生と日本人学生等との交流会や史跡見学会、地元企業見学会等を実施しています。

イ. フォローアップ事業

・帰国外国人留学生短期研究制度

我が国での留学を終え、現在、自国において教育、学術研究又は行政の分野で活躍している帰国留学生に対し、我が国の大学において、当該大学の研究者と共に短期研究(最長 90 日間)を行う機会を提供しています。

・帰国外国人留学生研究指導事業

我が国での留学を終え、現在、自国の大学等高等教育機関及び学術研究機関で教育、研究活動に従事している帰国留学生に対し、我が国における留学時の指導教員を最長10日間現地に派遣し、研究指導等を実施する機会を提供しています。

・帰国外国人留学生に対する専門資料送付制度

我が国の大学院を修了もしくは満了し、帰国した留学生に対し、本人の希望により、それぞれの専門領域の研究を進めていくために必要な専門資料を送付しています。

・帰国外国人留学生メールマガジン

帰国外国人留学生との交流を継続していくため、メールマガジンにより、さまざまな情報を定期的（隔月）に提供しています。

④ 日本留学試験の実施

外国人留学生として、我が国の大学等に入学を希望する者について、日本語力及び基礎学力の評価を行うことを目的として、日本留学試験を実施しています。この試験結果は、大学等において外国人留学生の入学選考のために利用されています。

⑤ 日本語予備教育の実施

東京及び大阪に日本語教育センターを設置し、日本の大学院、大学、高等専門学校及び専修学校に入学を希望する外国人留学生に対して日本語教育及び基礎教科の教育を行っています。また、日本理解を促進するため、地域の住民との交流事業等を行っています。

⑥ 留学情報の提供

ア. 海外から日本への留学情報の提供

東京及び神戸の留学情報センター並びにアジア4都市（ジャカルタ、ソウル、バンコク、クアラルンプール）の海外事務所で、日本への留学に関する情報提供・留学相談を行っています。また、日本の大学等の参加を得て、海外において日本留学フェアを開催し、さらに、ホームページや出版物・DVDの制作等を通じて最新の情報を提供しています。

イ. 日本から海外への留学情報の提供

東京及び神戸の留学情報センターでは、海外への留学に関する情報を収集・整理し、出版物やインターネットによる情報提供及び専門の海外留学相談員による相談を行っています。また、北海道支部及び東海支部内に留学情報デスクを設置し、電話やウェブカメラによる留学相談を行っています。さらに、在日各国大使館及び関係機関の協力を得て、東京及び神戸で海外留学フェアを開催しています。

【学生生活支援事業】

本機構では、各大学等が行う様々な学生生活のサポート活動を総合的に支援しています。

① 学生生活支援関連情報の収集・提供等の充実

各大学等が行う各種学生生活支援活動に資するために、学生生活支援に関する有益な活動事例等の情報を収集・分析するとともに、様々な学生生活支援に関する情報の提供を行います。また、各種研修事業等を通じて効果的・効率的な情報収集・提供を図ります。

ア. 学生支援情報データベース

全国の大学等における学生生活支援の取組の情報、学生生活支援に関する調査統計や白書・答申、論文等、大学等のニーズに応じた情報を一元的に収集・提供しています。これにより各大学等における学生生活支援の取組を鑑み、自己点検・自己評価、担当教職員のスキルアップ等につながるよう、よりよい学生生活支援の充実を図っています。

イ. 各種出版物の刊行

・「大学と学生」

学生生活支援について、広く大学等の教職員の理解の促進を図るために月刊誌「大学と学生」を刊行しています。

・「外国人留学生のための就職情報」

日本企業に就職を希望する外国人留学生のために、就職活動の基礎知識や具体的な活動方法などの情報を提供しています。

ウ. 全国就職指導ガイダンスの開催

大学等卒業予定者の就職・採用活動について、大学側、企業側の双方が一堂に会し情報交換を行うことにより、就職機会の均等の確保と就職指導の充実に資することを目的として、文部科学省・就職問題懇談会との共催により、開催しています。

② 学生ボランティア活動支援事業

大学等とボランティア関係団体等担当者及び学生による「学生ボランティア活動支援・促進の集い」を開催しています。また、学生ボランティア活動に関する情報収集・提供を行っています。

③ 各種研修事業

大学等の学生指導担当教職員のスキルアップのために、体系的な研修プログラムを開発し、関係機関と連携して研修会を実施しています。

ア. 学生指導関連研修

・全国学生指導研修会

学生指導業務の改善と発展の方策等について協議するために実施しています。

・地区学生指導研修会

学生指導業務担当の中堅事務職員としての資質の向上を図るために実施しています。

・厚生補導事務研修会

学生の指導及び必要な知識を習得させるために実施しています。

イ. 学生相談関連研修

・全国大学保健管理研究集会

保健管理の経験及び調査・研究を発表、討議し、大学における健康管理の一層の充実と発展を図るために実施しています。

・メンタルヘルス研究協議会（7地区開催・4年ごとに全国開催）

学生のメンタルヘルスについて研究・協議を行い、メンタルヘルスに対する支援活動の啓発と普及を図るために実施しています。

・学生支援合同フォーラム

大学等における精神衛生及び学生相談に関する機能の一層の充実を図るために実施しています。

- ・学生相談インターカーセミナー

学生相談窓口において初回対応を担当する者（インターカー）に必要となる資質・知識を習得させるために実施しています。

- ウ. 修学指導関連研修

- ・教務事務研修会

大学の教務事務の円滑な処理に必要な知識を習得させるとともに、事例研究等により担当職員の資質の向上を図るために実施しています。

- エ. キャリア支援関連研修

- ・キャリア支援研修会

キャリア支援業務に携わる教職員を対象に必要とする資質・能力を身に付けさせることを目的に実施しています。

- オ. 留学生交流関連研修

- ・留学生交流研究協議会

大学等における留学生受入れ体制を整備・充実するため、留学生の受入れ及び派遣に関する諸問題について、研究協議を実施しています。

- ・留学生担当者研修会

大学等の留学生関係事務担当者（初任職員）に対し、留学生の受入れ及び派遣に伴う諸問題に関する研修の機会を提供し、資質の向上を図るために実施しています。

- ④ 障害学生の修学支援事業

大学等において、障害学生の修学環境の整備・充実が図られるよう障害学生の修学支援に関する調査研究を行い、関連する様々な情報を提供しています。また、障害学生の修学支援に関するセミナー等を開催しています。

- ・障害学生支援ネットワーク事業

高等教育機関のユニバーサル・アクセスの実現を目指し、障害学生支援に関して、積極的な取組を行っている大学等と連携し、就学相談・支援スタッフ研修・研究開発促進などの事業を実施しています。

- ・障害学生修学支援セミナー

高等教育機関の修学環境の更なる整備・充実を図ることを目的に、大学等の事務系職員等を対象としたセミナーを開催し、障害学生の修学支援に先進的に取組んでいる大学の事例等を広く紹介しています。

- ⑤ 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）の配付

学生・生徒の修学上の経済的負担を軽減し学校教育の振興に寄与することを目的とし、各大学等に学割証の配付を行います。

- ⑥ 「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」の審査に関する業務

平成 19 年度より文部科学省が実施する「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」について、本機構は、このプログラムの審査・評価、公表等に関する業務を実施し

ます。

⑦ 地域への支援・交流

各地域における学生相談やキャリア形成などの学生生活支援活動を地域の大学や地方自治体、産業界・住民と連携して、全国各地に設置された支部・事務所（北海道、東北、関東甲信越、北陸、東海、大阪、京都、神戸、中国、四国、福岡、大分）を拠点として、効果的に実施していきます。また、支部・事務所を拠点として、地域単位で大学等が連携して行う研修や学生交流等の支援活動に協力するなど広報・公聴活動を含めた幅広い活動を進めています。

(5) 中期目標・中期計画・年度計画について

独立行政法人制度では「中期目標」や「中期計画」といった明確な目標設定が導入されています。

中期目標は、3年から5年を期間として、主務大臣から独立行政法人に示されるものであり、業務運営の効率化、国民に対して提供するサービスの質の向上、財務内容の改善などの事項について定められています。独立行政法人は、この中期目標を達成するため、自ら「中期計画」を作成して主務大臣の認可を受けることとされています。

独立行政法人は、この「中期計画」及び年度ごとの「年度計画」をもとにして毎年度の業務を行います。

① 中期目標

通則法第29条により、文部科学大臣は、3年以上5年以下の期間（本機構においては平成16年4月から平成21年3月までの5年間）において本機構が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）を定め、これを本機構に指示するとともに、公表しなければならないとされています。これを変更したときも同様です。また文部科学大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ文部科学省独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならないとされています。

② 中期計画

通則法第30条により、本機構は、中期目標に基づき、文部科学省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（中期計画）を定め、文部科学大臣の認可を受けなければならないとされています。これを変更しようとするときも同様です。また文部科学大臣は、当該認可をしようとするときは、あらかじめ文部科学省独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならないとされています。

③ 年度計画

通則法第31条により、本機構は、毎事業年度の開始前に、中期計画に基づき、文部科学省令で定めるところにより、当該事業年度の業務運営に関する計画（年度計画）を定め、これを文部科学大臣に届け出るとともに、公表しなければならないとされています。これを変更したときも同様です。

本機構ではホームページ（アドレス：<http://www.jasso.go.jp/>）において、中期目標、中期計画及び年度計画を公表しています。

(6) 損益構造について

① 勘定について

本機構は、法律により区分して経理し、区分した経理単位ごとに財務諸表を作成することは規定されていませんが、文部科学省令第17条により、第一種奨学金（学資金）の貸与に係る業務、第二種奨学金（学資金）の貸与に係る業務、その他の業務の3つに経理区分して整理することとされています。

② 第一種奨学金、第二種奨学金について

奨学金貸与事業にかかる経理区分については、日本育英会の事業を承継しています。

なお、高等学校及び専修学校高等課程を対象とした奨学金については平成17年度入学者より都道府県に移管されています。

ア. 貸与奨学金の種類

奨学金は特に優れた学生及び生徒で経済的理由により著しく修学困難な者に無利息で貸与する第一種奨学金と、第一種奨学金よりゆるやかな基準によって選考された者に利息付で貸与する第二種奨学金に分かれます。

また、平成16年度より新たに法科大学院生を対象とした奨学金（第一種奨学金、第二種奨学金）、海外留学を希望する者を対象とした奨学金（第二種奨学金）の制度が設立されています。

イ. 貸与利率

・第一種奨学金

政府借入金及び過去に貸与した第一種奨学金の返還者からの回収金を原資として、奨学金の貸与を行います。

第一種奨学金については、国から本機構が受ける政府借入金、本機構から奨学生への貸与金とも無利息となっています。

・第二種奨学金

国の財政融資資金からの借入金、財投機関債の発行により調達した資金及び過去に貸与した第二種奨学金の返還者からの回収金等を原資として、奨学金の貸与を行います。

平成18年度以前採用者については、毎月財務省のホームページに公表される財政融資資金の借入利率が、当該月の奨学金の貸与利率に適用されます。また、貸与する当該月の資金に財投機関債発行により調達した資金を充てる場合、当該財投機関債の利率と財政融資資金の借入利率を加重平均した利率が当該月の奨学金の貸与利率に適用されます。なお、財政融資資金からの借入金の利率、または加重平均した利率が年3%以上のときは、奨学生への貸与利率は年3%となりますが、年3%未満のときは当該利率を第二種奨学金貸与利率とする旨定められています（機構法施行令第2条及び附則第2条）。

平成19年度以降の採用者については、奨学生は貸与終了後、固定又は変動（5年見直し）の返還利率により、元利均等方式で返還することになります。

本機構は財政融資資金からの借入金を借入条件に応じて半年賦元金均等で償還することになっています。

ウ. 国からの利子補給金等について

機構法第 23 条において、政府は毎年度予算の範囲内において、機構に対し、機構法第 13 条第 1 項第 1 号に規定する学資の貸与に係る業務に要する経費の一部を補助することができるとされています。この規定に基づき、毎会計年度に概算要求の手続により、利子補給金（政府補給金）及び国庫補助金が予算計上されています。

第一種奨学金においては、本機構による国の一般会計からの借入れ、本機構からの奨学生への貸与ともに無利息で行っており、利子補給金の投入はありません。

一方、第二種奨学金においては、下記の場合には本機構に金利負担が発生するため、その収支差を補う財源を利子補給金として受け入れています。

- ・ 本機構が奨学生へ奨学金を貸与している期間及び本機構が奨学生に対して返還の期限を猶予している期間については、それぞれ無利息としているため、当該期間の金利負担が生じます。
- ・ 本機構の財政融資資金からの借入利率が 3%を超える場合、第二種奨学金の貸与利率の上限が 3%であるため、貸与利率を超える部分についての金利負担が発生します。
- ・ 平成 15 年 4 月 1 日以降に入学した奨学生及び平成 16 年 4 月 1 日以降採用された奨学生については、財投機関債の利率を貸与利率に転嫁していますが、平成 15 年 3 月 31 日以前に入学し、かつ平成 16 年 3 月 31 日以前に採用された奨学生については、財投機関債の利率は貸与利率に転嫁されません。

その結果、本機構が発行した財投機関債の利率が第二種奨学金の貸与利率を超えている場合、当該利息差の金利負担が発生します。

また死亡等により法令に基づいて返還免除となった第二種奨学金にかかる債権を補填するための経費（返還免除補填金）、回収不能債権の償却財源として補填するための経費（回収不能債権補填金）、及び施設・設備の整備に要する経費について国庫補助金として受け入れています。

③ 有利子奨学金の貸与制度及び資金調達制度の見直し

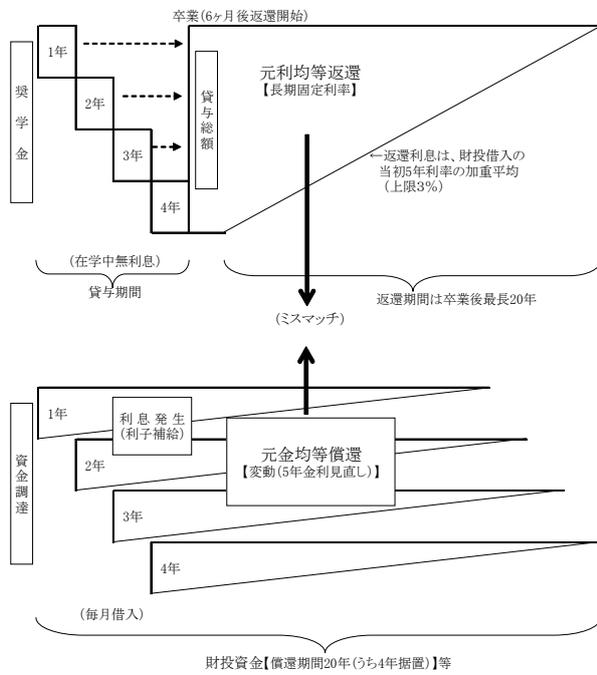
本機構では、平成 17 年 12 月の財政制度等審議会（財政投融资分科会）での利子補給金の財政負担軽減に係る議論等を踏まえ、平成 19 年度から、第二種奨学金に係る貸与方法を見直すとともに、資金調達方法を工夫し、在学中の利息負担の軽減及び貸与終了後の金利ミスマッチの解消を図っております。

この貸与制度及び資金調達制度の見直しの主なポイントは以下の通りです。

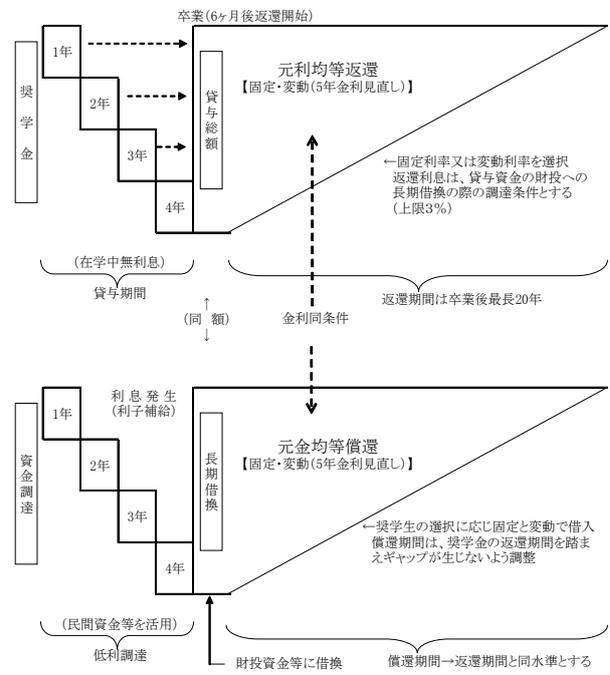
- ア. 貸与期間中（在学中）は無利息で奨学金の貸与が行われ、本機構は国から利子補給金を受けることとなるが、この間の資金を低利な民間資金借入により調達し、奨学生からの返還が開始される貸与期間終了の際に、財政融資資金等の長期資金への借換えを実施する。
- イ. 奨学生は、貸与金利について、利率固定方式、利率見直し方式（5 年毎の金利見直し）のいずれかを選択する。
- ウ. 奨学生への貸与金利は、平成 20 年度中の貸与終了者については、利率固定方式及び 5 年ごと利率見直し方式におけるそれぞれの「借入期間 20 年（据置期間なし）と 15 年（据置期間 1 年）」（いずれも元金均等償還・半年賦）の財政融資資金借入金利を加重

平均した利率を適用する。(平成19年度中の貸与終了者は、利率固定方式及び5年ごと利率見直し方式におけるそれぞれの「借入期間16年(据置期間1年)」(いずれも元金均等償還・半年賦)の加重平均利率を適用する。)

(見直し前)



(見直し後)



④ 貸与奨学金以外の損益構造について

貸与奨学金以外の経費については、その他の業務にかかる経理区分として経理しています。これは、文部科学省・国立大学、留学生関係公益法人から承継した業務及び事業に係る経費、人件費及び管理費から構成されており、国からの運営費交付金及び自己収入等で賄われています（通則法第 46 条）。

なお、独立行政法人は、企業会計的な損益計算を行いますが、公共的な業務を行い、利益獲得を目的としないことから、その利益処分にあたっては、文部科学省独立行政法人評価委員会において、法人の経営努力により生じたものとされた額を予め中期計画に定められた用途に使用することができるとともに、それ以外の額を積立金として処理し、中期計画の末において個別法に基づいて整理することとされています（通則法第 44 条、同第 30 条）。

一方で、損失が生じた場合には、法人の長の責で対応を図る制度となっています。

本機構が受け入れた運営費交付金及び補助金等の金額

(単位：千円)

| 年 度 | 運営費交付金 | 利子補給金 | 国庫補助金 | 高等学校等 奨学金事業交付金 |
|----------|------------|------------|-----------|-------------------|
| 平成 16 年度 | 23,006,132 | 9,736,802 | 1,051,009 | — |
| 平成 17 年度 | 22,704,185 | 8,923,353 | 1,036,314 | 9,125,947 |
| 平成 18 年度 | 21,963,034 | 9,532,962 | 1,711,210 | 18,963,117 |
| 平成 19 年度 | 21,445,858 | 14,566,036 | 2,070,113 | 28,799,807 |

(7) 平成 20 年度予算について (概要)

○総予算額 982,477 百万円 (88,124 百万円増)

(収 入)

| | |
|-----------|---------------------------|
| うち、一般会計 | 151,956 百万円 (8,098 百万円増) |
| うち、運営費交付金 | 19,289 百万円 (△2,157 百万円減) |
| 返還充当金 | 255,752 百万円 (9,126 百万円増) |
| 財政融資資金 | 454,100 百万円 (70,900 百万円増) |
| 財投機関債 | 117,000 百万円 (増減なし) |
| 自己収入 | 3,670 百万円 (増減なし) |

(支 出)

| | |
|--|-------------------------|
| 1. 日本人学生への奨学金貸与事業 | 962,907百万円 (88,288百万円増) |
| ●無利子貸与事業 | 250,113百万円 (1,242百万円増) |
| ・34万2千人 (1千人増) <大学・大学院等分> | |
| (△2千人減) <高等学校等奨学金事業の都道府県移管分> | |
| ●有利子貸与事業 | 651,216百万円 (78,552百万円増) |
| ・75万人 (7万4千人増) | |
| 新たな貸与月額の創設 (大学等12万円、大学院15万円) | |
| ●育英資金返還免除等補助金・利子補給金 | 27,283百万円 (8,380百万円増) |
| ●高等学校等奨学金事業交付金 | 29,139百万円 (339百万円増) |
| ○奨学金貸与事業に係る経費 | 5,155百万円 (△226百万円減) |
| 2. 留学生支援事業 | 13,119百万円 (△175百万円減) |
| ●短期外国人留学生支援制度 | 1,768百万円 (1,768百万円新規増) |
| 受入れ1,800人 (新設) | |
| ○私費外国人留学生等学習奨励費給付事業 | 8,083百万円 (30百万円増) |
| 大学等 (留学生) H19: 11,375人⇒H20: 11,410人 (35人増) | |
| 日本語教育機関 (就学生) H19: 675人⇒H20: 690人 (15人増) | |
| ○先導的留学生交流プログラム支援事業 | 27百万円 (増減なし) |
| 新規派遣20人 | |
| ○短期留学推進制度 (受入れ) | －百万円 (△1,758百万円減) |
| 受入 H19: 1,700人⇒H20: 0人 (廃止) | |
| ○短期留学推進制度 (派遣) | 555百万円 (31百万円増) |
| 派遣 H19: 720人⇒H20: 730人 (10人増) | |
| ○留学生への学資金給付経費 | 41百万円 (△40百万円減) |
| ○留学生宿舍等の設置及び運営 | 1,303百万円 (△7百万円減) |
| ○日本留学試験の実施 | 263百万円 (増減なし) |
| ○留学生に対する日本語教育 | 354百万円 (△15百万円減) |
| ○留学生宿舍設置者に対する助成金支給 | 209百万円 (7百万円増) |
| ○留学生交流推進事業 | 517百万円 (△191百万円減) |
| 3. 学生生活支援事業 | 85百万円 (△2百万円減) |
| ○学生支援業務関連研修及び情報等収集提供事業 | 66百万円 (△10百万円減) |
| ○学生の修学環境整備のための調査研究 | 19百万円 (9百万円増) |
| 障害のある学生支援に対応したFD・SD研修モデル開発事業等 | |
| 4. その他 | 6,367百万円 (13百万円増) |
| 人件費・一般管理費 | |
| (注) ●は、運営費交付金対象外予算、()内は各事業における対前年度増減です。 | |

4 関係会社の状況

該当事項はありません。

5 役職員の状況

| | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 |
|----|-----------|-----------|-----------|
| 役員 | 7 (1) 人 | 7 (1) 人 | 7 (1) 人 |
| 職員 | 526 人 | 513 人 | 500 人 |
| 計 | 533 (1) 人 | 520 (1) 人 | 507 (1) 人 |

(注) () 内は、非常勤役員数で内数です。